

平成30年度

第12回和歌山市農業委員会議事録

日時 平成30年6月11日（月曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
報告事項	農地法第18条第6項の通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第3条許可指令書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (前回保留分)
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

出席委員（18名）

1 番	宇治田清治	1 2 番	藤井 高
2 番	山本 宏一	1 3 番	廣井 伸多
3 番	土橋 ひさ	1 4 番	辻本 傑
4 番	有本 太一	1 5 番	吉川 松男
5 番	曾根 光彦	1 6 番	大河内壽一
6 番	坂東 紀好	1 7 番	山本 茂樹
8 番	湯川 徳弘	1 8 番	谷河 績
9 番	藤井 幹雄	1 9 番	中村 弘
1 0 番	岩橋 章		
1 1 番	和田 好夫		

欠席委員（1名）

7 番 吉中 雅三

出席職員

農業委員会事務局

局 長	田村 佳紀
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清滝 篤樹
班 長	中川 拓哉
企 画 員	井口小都美
企 画 員	東 智弘
事務副主任	殿元 輝之
事務副主任	稲垣 良典
主 事	河原 千春

農林水産課

課 長	太田 克弘
農政企画班長	前島 一仁
農政企画班事務副主任	
	上野 宏武

13時00分 開会

◆田村局長 それでは第12回農業委員会総会を開催いたします。

谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第12回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る5月28日、坂東委員、岩橋委員、大河内委員さんによりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。なお、吉中委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、宇治田委員に申し上げます。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆稲垣副主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、5件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。なお、No1については共有者が耕作を行います。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。いずれも解約に伴うものです。なお、No1及びNo2は報告事項 農地法第18条第6項の通知についてのNo5及びNo7にそれぞれ関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく案件が1件ありました。

本件は、いくつかの枝番に分筆されていますが、その全てが昭和・・年に農地転用の許可がなされ、地目変更され、現況も住宅地となっております。このため、台帳より抹消するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の通知について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で7件ありました。

なお、No5及びNo7は報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更のNo1及びNo2と、No6は議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo1と、それぞれ関連しています。また、No2、No3、No4については利用権の解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について説明いたします

◆東 企画員 番外、説明します。

使用貸借権の解約が1件ありました。

本件は平成・・・年・・・月・・・日から・・・年間の使用貸借権を合意解約するものです。

なお、本件は、議案第1号 農用地区域除外に係る意見についてのNo2と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。平成30年5月9日付、21日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No3は、報告事項 農地法第5条第1項の規定による届出についてのNo3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で11件ありました。平成30年5月9日付、21日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No2は、報告事項 農地法第3条許可指令書の返納についてのNo1と、No3は、報告事項 農地法第4条第1項の規定による届出についてのNo3と、それぞれ関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第3条許可指令書の返納について、説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件については、農地法第3条による市街化調整区域内の農地転用の許可に係る指令書の返納が1件ありました。

平成29年6月14日付で交付した分について返納があったものです。

なお、本件は、報告事項 農地法第5条第1項の規定による届出についてのNo2と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、5件ございました。合計面積は田が59,543㎡、畑が3,365㎡です。なお、5月8日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、何かご質問ございませんか。

◆16番（大河内壽一）・・・というのはどなたのところですか。

◆中川班長 番外、説明します。・・・は、・・・さんという個人でたくさんの農地を借りていた方が法人を立ち上げて、契約更新時に個人の・・・から法人の・・・に切り替えた内容となっています。

◆会長（谷河 績） これからも・・・で出てくると思いますのでご了承いただきたいと思います。

この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市

街化調整区域内の農地転用の許可に係る申請の取下げが1件ありました。

平成30年4月23日付で受付した分について、4月27日に事情聴取を実施し、隣接農地所有者の同意が無い点について指摘したところ事業計画を見直すこととなり、取下げとなったものです。

なお、本件は議案第5号N○5と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について提案いたします。

◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明させていただきます。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全2件の申出があり、2ページに、位置図を示しております。全2件、一括して説明させていただきます。

まず①について説明させていただきます。参考資料の3ページから7ページをご覧ください。3ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、市立和佐小学校の・・・mに位置しております。また、青色で着色し示しております代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。他のページにも記載しています代替

地に関しましても同様の意味です。また、申出時に受領した代替地検討書を4ページに添付しております。5ページには、申出地を四方から撮影した写真を、6ページには、農用地区域の広がり、7ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

ここで開発予定の・・・について説明いたします。・・・は、昭和・・・年に設立し、資本金は・・・円、従業員は平成29年12月末時点で・・・人で、・・・、・・・、・・・及び・・・を営んでいます。グループ会社として、・・・、・・・、・・・があります。業績について、平成25年末から平成29年末までの5年間を比較すると、純資産は、・・・円から・・・円と・・・円増加、従業員は、・・・名から・・・名と・・・名増加しています。

除外の申出の経緯といたしましては、・・・は、前述したように、本市において・・・年以上事業を営んでおり、なお事業が好調であるため、従業員の駐車場及び資材置場が不足している状態です。申出地（・・・、・・・）は、北側に・・・、東西に宅地に隣接した農地となっています。申出者は、申出地を露店駐車場・露天資材置場に開発することで、資材の保管場所等の問題を解決することができ、利便性が向上し、一体的な土地の有効活用ができるとの意向で除外申出に至りました。

次に②について説明させていただきます。参考資料の8ページから12ページをご覧ください。8ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、市立和佐小学校の・・・mに位置しております。また、申出時に受領した代替地検討

書を9ページに添付しております。10ページには、申出地を四方から撮影した写真を、11ページには、農用地区域の広がり、12ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

除外の申出の経緯といたしましては、利用者・・・氏は、土地所有者・・・氏の・・・にあたります。利用者は、現在市内の賃貸住宅に住んでいますが、一昨年に結婚し、今後家族が増える予定もあり、現在の住居では手狭であるとのことです。また、利用者は、土地所有者と一緒に農業を営んでおり、耕作地は申出地（・・・、・・・、・・・）の近くであるとのことです。さらに、結婚した夫の本家も農家であり、・・・市で農業を営んでいるとのことです。これらを踏まえ、利用者は今後も農業を続け、将来は農業を継ぐ意向であるとのことです。申出地は、東側に私道、南側に宅地、北側、西側に土地所有者所有の農地に隣接した農地となっています。利用者は、申出地に新たに住宅を建築したいとの意向であり、利用者が申出地に住むことにより、今後の営農及び土地所有者の高齢に伴う不安等を解消することができるとの意向で、除外申出に至りました。

以上の全2件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

説明は、以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は、やむを得ないとさせていただきます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について提案いたします。

◆河原主事 番外、説明します。

机上に対象農地の写真を配付しておりますのでご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は田のみで面積は1, 147㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第7号No4で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について提案いたします。

◆井口企画員 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったもので、3件ございました。いずれも、相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。

No1からNo2については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、直川地区・・・、北コミュニティセンターの・・・mに位置し、概ね300m以内に市の支所がある、第3種農地に該当します。申請人は建設及び不動産業を営んでおり、事業の拡張のため、土木建設用の資材置場を和歌山市内で探していたところ、適地が見つかったため転用するものです。

No2 申請地は、直川地区・・・、北コミュニティセンターの・・・mに位置し、

概ね300m以内に市の支所がある、第3種農地に該当します。申請人は物流業を営んでおり、隣地での工事計画を進めるにあたり、さらに駐車場及び資材置場が必要になったため転用するものです。

No3 申請地は、和佐地区・・・、河南コミュニティセンターの・・・mに位置し、概ね500m以内に市の支所がある、第2種農地に該当します。申請人は足場工事業を営んでおり、足場工事に必要な資材、トラック並びに重機を置くための資材置場として転用するものです。

No4 申請地は、安原地区・・・、県立紀北支援学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ、手狭になってきたため、・・・に近い・・・名義の農地に住宅を建てるため転用するものです。なお、使用貸借権設定です。

No5 申請地は、安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は建設業を営んでおり、土、砂利、重機などの資材置場の不足を解消するため当該申請地を資材置場として転用しようとするものです。

また、No1については、報告事項 農地法第18条第6項通知No6と関連しており、No5については、報告事項 農地

法第5条許可取下げNo1と関連しています。No5については隣接農地所有者の同意を取得したため再度申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（前回保留分）、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は不動産業を営んでおり、申請地の北側に隣接している既存の分譲地への通路として転用するものです。なお、当該申請地はすでに造成工事が開始されているにもかかわらず、申請書類への始末書の添付がなかったため前回保留としていたものです。

当議案については、大河内委員、岩橋委員、坂東委員により現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋委員さん報告願います。

◆10番（岩橋 章） 報告します。

去る5月28日に大河内委員、坂東委員とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。事情聴取には、・・・氏並びに・・・行政書士事務所の・・・氏が出席されま

した。申請地は和歌山市・・・で、地目は田、現況は砕石で埋め立てられています。面積は・・・㎡です。申請理由は北側の新規分譲地、戸数・・・戸の通路として使用するためです。

許可申請を提出したが、許可が出ない前に着工しています。事前着工のわけは、新規分譲地造成の工事車両を置く場所に使用したとのことです。一時転用の許可を出すことも考えたと言っていました、実際には提出されていません。この件についての始末書を提出するとともに、二度とこのような許可を受けないで工事を進めないように、法律を必ず守るように嚴重注意しました。また、通路予定地の南側を用水路が通り、そこに既設の水口と堰があります。農家の方と協議をし、水の取り入れに支障が出ないようにしてくださいと言っています。通路工事の開始は、米の取入れが終わってから実施する予定とのことです。隣接農地所有者、六箇井土地改良区の同意を得ています。なお、現地調査時に、当申請地の・・・に隣接する農地（畑地転作）も砕石が敷き詰められるのを確認しました。許可申請が出されていないので、違反転用状態です。通路工事のときにこの砕石を撤去し、元の状態に復帰する予定であるとのことです。必ず実行し、完了後は農業委員会に報告するように指導しました。

皆様方の慎重なご審議をよろしく申し上げます。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆9番（藤井幹雄） 今回の申請地の隣接農地も違反転用と思われるとのことですが、同じ業者が2重に違反していたということですか。

◆清瀧副課長 委員ご指摘のとおりです。

◆9番（藤井幹雄） 注意するだけで本当に大丈夫なのですか。

◆清瀧副課長 事情聴取の際に、その件もあわせて指摘し、必ず原状回復して農業委員会に報告しますとの確約を得ています。

◆9番（藤井幹雄） 所有者は同じですか。所有者の同意の上で行っているのですか。

◆清瀧副課長 別の方です。所有者の同意は得ているとのことです。

◆9番（藤井幹雄） 砕石を取り除くだけで原状回復と考えて大丈夫ですか。

◆清瀧副課長 砕石を取れば原状には戻ります。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。

◆15番（吉川松男） これは一回保留にしているんでしょう、5月の末まで。

◆清瀧副課長 はい。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外 説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が9件ございました。No7は賃貸借権、それ以外は使用貸借権の設定です。期間はNo5が1年、No7が3年、No3が4年、

No 1、No 2、No 6、No 8、No 9が5年、No 4が10年です。また、No 6からNo 9については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。面積は田のみで、合計18,672㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

議案書に同封しておりました、別紙をご覧ください。本件について、農業委員会は、毎年、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行い、公表するものとなっています。まず、平成29年度の点検・評価ですが、1ページは本市の農業の概要、農業委員の人数等を示しています。2ページは担い手への農地の利用集積・集約化ですが、担い手への集積率は15.4%です。地域により担い手のばらつきや、不足が課題です。利用権の集積実績は累計で180haとなり、農業委員、新たに設置された農地利用最適化推進委員、関係機関の連携により、目標を達成しました。今後さらなる連携強化が課題です。3ページは新規参入の促進ですが、平成29年度は、市内新規就農を含め14経営体、5.8haの農地取得があり、4経営体の目標に対し大きく目標を達成しました。

可能な限り新規参入希望者と委員、関係機関で面談し、農地のあっせんに努めました。20代から40代の若手が多く、今後の担い手として期待できますが、農地を希望する地域に偏りがあるのが課題です。4ページは遊休農地についてですが、本市では37.4haの遊休農地を確認しています。また、目標1haに対し1.2haの遊休農地を解消しました。目標を達成しましたが、新たな遊休農地も確認されているため、今後、新体制でのさらなる解消対策が必要です。5ページは違反転用への対応ですが、農業委員、県との連携により1件解消し、農地に回復させることができました。今後、違反転用防止の啓発、監視活動の強化、早期発見、早期指導に努めます。6ページは農地法第3条事務、農地転用事務の処理件数、7ページは農地所有適格法人の報告件数、農業委員会の情報提供等の実績、8ページは事務の実施状況の公表等について、示しています。

続いて、平成30年度の目標ですが、1ページは本市の農業の概要、農業委員の人数等を示しています。2ページの担い手への農地の利用集積・集約化ですが、利用権の集積面積195ha、うち新規利用権設定面積20haを目標としています。農地利用最適化推進委員が主体となり、農業委員、関係機関の連携により利用権設定面積の拡大、新たな農地や担い手の掘り起こしを行い、地域による担い手のばらつきや、不足を解消するよう努めます。新規参入の促進ですが、関係機関と連携し、広く情報を収集し、新規参入12経営体を目指します。3ページの遊休農地についてですが、8月の一斉農地パトロール、また随時の現

地調査を行い、1 h a の遊休農地解消を目指します。違反転用については、引き続き違反転用防止の啓発、監視活動の強化、早期発見、早期指導に努めます。

なお、本件、別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案については以上です。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第12回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

13時40分 閉会